

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策(国内制限措置の延長)

2024年1月29日
在ギリシャ日本国大使館

1 ギリシャ政府が国内制限措置を延長しましたので、お知らせいたします。今回の措置の有効期間は、2月12日までとなっています。なお、今回の延長に伴う変更はありません。

2 「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20240129.pdf

※各種施設利用時の必要書類が流動的でわかりにくくなっています。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については各事業社等にお問い合わせください。

※ギリシャ保健省は、感染防止対策として以下を推奨しています。

- ・全ての者は、呼吸器系のウイルス疾患に対する感染対策(手洗いと消毒、室内の換気、症状のある場合の隔離、特に混雑した場所でのマスク着用、リスクグループの者との接触を避ける、診断テストの受検等)を講じること。

- ・60歳以上と基礎疾患のある者は、最新のワクチン(新型コロナウイルス及びインフルエンザ)を可能な限り速やかに接種すること。

- ・病院、医療機関、高齢者施設等ではマスクを着用すること。

- ・リスクグループの者(高齢者、基礎疾患のある者等)は、症状の初期段階で速やかに医師の指示を仰ぐこと。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St.,152 31 Halandri

TEL :210-670-9910, 9911

FAX :210-670-9981

H P :<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail :consular@at.mofa.go.jp